

部長及び参事官  
殿  
所 属 長

交 規 発 第 6 1 号  
平成28年 1月28日  
30年保存（口訓）  
本 部 長

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における公安委員会の意見の提出等について（通達甲）

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における公安委員会の意見の提出等に関し「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における県公安委員会の意見の提出等について（例規）」（昭和40年 6月14日高交発第279号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における公安委員会の意見の提出等に関し次のとおり定め、平成28年 2月 1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 記

### 1 意見の提出等のための調査

別添 1 の「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（昭和40年 4月20日運輸事務次官警察庁次長覚書）及び別添 2 の「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書の取扱いについて」（昭和40年 6月 3日四管公発保第105号）に基づき、陸運局長から、路線を定める自動車運送事業の免許申請事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して公安委員会に対する意見の聴取があったときは、当該事案に係る道路を管轄する署長及び高速隊長（以下「署長等」という。）は、公安委員会が意見の提出等をするために必要となる事項について調査を行うものとする。

### 2 調査結果の報告

1 による署長等の調査は、別記様式に定める事項について行うものとし、署長等は、当該調査結果について、別記様式により交通規制課長を經由して本部長に報告するものとする。

### 3 事務の処理

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査に関する事務は、交通規制課長が処理する。

## 別添 1

### 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書

運輸省と警察庁とは、路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関し、次のように申し合わせる。

(公安委員会等の意見聴取)

第1条 陸運局長は、路線を定める自動車運送事業の免許の申請事案を調査するときは、当該事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して関係都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を聴取するものとする。ただし、当該事案が軽微な場合であって、交通の安全と円滑に関して支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、当該事案に係る路線が2以上の府県の区域にわたるとき(次項に該当する場合を除く。)は、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、当該府県を管轄する管区警察局長に対して行なうものとする。

3 第1項本文の場合において、当該事案に係る路線が東京都若しくは北海道を含む2以上の都道府県の区域にわたり、又は2以上の管区警察局長の管轄区域にわたるときは、同項本文の規定による意見の聴取は、同項本文の規定にかかわらず、運輸省自動車局長(以下「自動車局長」という。)から警察庁交通局長(以下「交通局長」という。)に対して行なうものとする。

4 前2項の規定は、当該事案に係る路線の長さ(同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあっては、これら路線の長さの合計)が、一般乗合旅客自動車運送事業にあっては30キロメートル未満、一般路線貨物自動車運送事業にあっては100メートル未満であるものについては、適用しないものとする。

(公安委員会等の意見書の提出)

第2条 公安委員会、管区警察局長又は交通局長(以下「公安委員会等」という。)は、前条の規定により陸運局長又は自動車局長(以下「陸運局長等」という。)から意見を求められたときは、陸運局長等に対し、当該事案に係る道路における交通の安全と円滑に関して次の各号に掲げる事項を記載した意見書を提出するものとする。

- (1) 当該道路において特に考慮を要する交通量及び交通事故発生状況
- (2) 当該道路における交通上危険箇所の有無
- (3) 当該道路において特に考慮を要する交通規制状況
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、自動車車庫(新設する場合に

- 限る。)、停留所及び待避所の適否並びに引返しの場所及び方法の適否
- (5) 一般路線貨物自動車運送事業にあつては、自動車車庫(新設する場合に限る。)、営業所、荷扱所及び待避所の適否
- (6) 前各号に掲げる事項からみた総合的意見
- (7) 交通の安全と円滑を図るため公安委員会等において行なうべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間
- 2 公安委員会等は、前項の意見書の作成に際しては、路線を定める自動車運送事業の公共性を考慮するものとする。
- 3 第1項の意見書は、意見を求める旨の文書を受領した日から20日以内(陸運局長等がこれと異なる期限を指定したときは、当該指定した日まで)に提出するものとする。
- 4 陸運局長等が、前項の期限までに意見書の提出を受けなかったときは、交通の安全と円滑に関して支障がない旨の公安委員会等の意見の提出があつたものとみなす。

(公安委員会等への処分の通知)

第3条 陸運局長等は、前条第1項の規定により意見書の提出があつた事案(同条第4項の規定により意見書の提出があつたものとみなされる事案を含む。)について処分があつたときは、遅滞なく、処分の内容及び公安委員会等の意見により行なつた措置を公安委員会等に通知するものとする。

第4条 前3条(第1条第2項から第4項までを除く。)の規定は、事業計画の変更の認可の申請事案のうち、次の各号に掲げるものの調査をする場合について準用する。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業の自動車車庫若しくは停留所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの

(2) 一般路線貨物自動車運送事業の自動車車庫、営業所若しくは荷扱所の新設又はこれらの位置の変更に関するもの

(国営自動車運送事業への準用)

第5条 前4条の規定は、路線を定める国営自動車運送事業について準用する。

(連絡の保持)

第6条 自動車局長、陸運局長及び陸運事務所長並びに交通局長、管区警察局長及び公安委員会は、前5条に定めるもののほか、路線を定める自動車運送事業について常に相互に密接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提供処分の通知等を行ない、これらの事業用自動車を運行する道路における交通の安全と円滑を図るものとする。

附 則

(適用期日)

1 この覚書は、昭和40年6月1日から適用するものとする。

(旧覚書の廃止)

2 「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」(昭和30年11月1日運輸事務次官警察庁次長覚書。以下「旧覚書」という。)は廃止するものとする。

(経過措置)

3 この覚書適用の際現に旧覚書第1項の規定により公安委員会の意見を求めている事案については、この覚書第1条の規定により意見を求めたものとみなし、又はこの覚書適用の際現に旧覚書第2項及び第3項の規定により公安委員会の意見の提出があった事案(同覚書第3項の規定により意見の提出があったものとみなされる事案を含む。)についてはこの覚書第2条の規定により意見書の提出があったものとみなして、それぞれこの覚書の規定を適用するものとする。

昭和40年4月20日

運輸事務次官 広瀬 真一  
警察庁次長 新井 裕

管区内各県警察本部長 殿

四国管区警察局公安部長

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する運輸省との覚書の取扱いについて

みだしの覚書については、すでに警察庁次長名をもって通達され、本年6月1日から適用されることになっているが、この取扱いについては高松陸運局と協議して一応の基準を下記のとおりきめたので、これを参考として事務処理にあたらねたい。

記

1 公安委員会等の意見聴取（覚書第1条）

- (1) 高松陸運局長が各県公安委員会の意見を聴取する場合は各県陸運事務所を通じて行ない、管区警察局長の意見を聴取する場合は高松陸運局から直接行なう。

なお、この場合、函面入りの申請書（写）を1部添付して意見聴取を行なうものとする。

- (2) 「当該事案が軽微な場合であって、交通の安全と円滑に関して支障がないと認められるとき」とは、次の場合をいうものとする。

ア 免許申請路線が、同一事業者の既免許路線の短い延長であって、交通安全上明らかに支障がないと認められるもの。

イ 免許申請路線が、既免許路線であって、期間限定による工事施工、または公安委員会の交通規制が伴う場合で期間も短く、交通安全上明らかに支障がないと認められるもの。

ウ 免許申請路線が、既免許路線よりも道路の改築等によってよくない、交通安全上明らかに支障がないと認められるもの。

エ 免許申請路線が、既免許路線の交通規制変更にもなう路線変更の場合で、交通安全上明らかに支障がないと認められるもの。

- (3) 軽微な事案で公安委員会等の意見聴取を必要としないものについてもあらかじめ免許の申請をしようとする運送事業者から道路管理者および各県警察本部主管課の意見を聴かせるものとする。

2 公安委員会の意見書の提出（覚書第2条）

- (1) 各県公安委員会の意見書の提出期間は文書を受領した日から20日以内を原

則とし、これにより難しい場合は、各県陸運事務所と各県公安委員会の双方協議の上で期間を定めるものとする。

- (2) 高松陸運局長からの照会に対する四国管区警察局長の意見提出期間は原則として30日以内とする。

なお、高松陸運局としては、公安委員会の意見書の提出がない限り、原則として路線免許を与えないこととしているので、これが処理については遺憾のないよう留意されたい。

### 3 認可申請事案への準用（覚書第4条）

高松陸運局は事案計画の変更について、各県公安委員会等に意見書の提出を求める場合は、路線免許申請と同様図面入りの申請書（写）1部を添付して行なう。

### 4 連絡の保持（覚書第6条）

意見提出事案のほかに、高松陸運局等から連絡を受ける事項については、次の要領による。

- (1) 急を要するもの

書面または電話でその都度連絡をする。

- (2) 急を要しないもの

1か月ごとに認可書の写をまとめて連絡する。

（別記様式省略）